

# 議 題 目 次

## II 副市長会議送付議題

- 1 長野県市町村合併特例交付金の採択基準の緩和と予算枠の拡大について (佐久市)
- 2 高次脳機能障害にかかる自動車税の減免について (須坂市)
- 3 児童相談所の保護・相談業務の充実と権限の強化について (飯田市)
- 4 中山間地域等直接支払制度の継続について (飯山市)
- 5 農業委員会の必置規制の堅持について (飯山市)
- 6 企業立地促進に係る農振除外手続きの迅速化について (伊那市)
- 7 小学校における理科教育の充実強化及び小規模学校に対する専科教員の配置について (飯田市)

## II 副市長会議提出議題

<p>件名</p>	<p>1 長野県市町村合併特例交付金の採択基準の緩和と予算枠の拡大について (佐久市)</p>															
<p>提案要旨</p>	<p>合併に伴う各種事業の円滑な実施に向け、県においては、合併市町村の実情に合わせ、合併特例交付金の採択基準を緩和するとともに予算枠を拡大するよう要望する。</p>															
<p>提案理由</p>	<p>合併特例交付金は、県合併支援プランにおいて、合併市町村に対する支援策として位置付けられていた重要な施策であり、合併市町村は、交付金収入を前提に、合併後のまちづくりを計画していた。</p> <p>しかし、実際の運用にあたっては、採択基準が厳しいため交付率が極めて低く、合併特例交付金の財源充当を予定していた事業を先送りするなど合併後のまちづくりに支障をきたしている。</p> <p>よって、合併後のまちづくりが計画的に進むよう、県においては、合併特例交付金の採択基準を緩和するとともに県の予算枠を拡大していただき、合併市町村の実情に合わせ、合併後の様々な行政需要に対して幅広く交付していただきたい。</p>															
<p>現況及び課題等</p>	<p>【現状】</p> <p>○交付期間 11年間の交付限度額：7億円</p> <table border="1" data-bbox="370 1279 1134 1525"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>交付額（千円）</th> <th>交付率（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>42,920</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1,350</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>39,430</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>83,700</td> <td>11.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題】</p> <p>○合併による行政需要は合併直後に多く生じるものであり、現在の採択基準に合致しない「新市の各種計画策定」、「各種電算システムの整備」や、合併後の広範な市域に伴う行政需要への対応など多くの合併関連事業の実施に支障をきたしている。</p>	年 度	交付額（千円）	交付率（％）	平成17年度	42,920	6.1	平成18年度	1,350	0.2	平成19年度	39,430	5.6	計	83,700	11.9
年 度	交付額（千円）	交付率（％）														
平成17年度	42,920	6.1														
平成18年度	1,350	0.2														
平成19年度	39,430	5.6														
計	83,700	11.9														
<p>関係法令</p>	<p>○長野県市町村合併支援プラン（平成15年1月9日策定）</p> <p>○長野県市町村合併特例交付金交付要綱</p> <p>○市町村合併特例交付金制度の対象事業について（平成15年12月26日付け15市まち第81号）</p>															

<p>件名</p>	<p>2 高次脳機能障害にかかる自動車税の減免について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>「高次脳機能障害」は、その障害の特殊性から「障害者認定」が受けられないケースがあるが、リハビリや通院、就労活動等における、当事者、家族及び介護者の負担を軽減するため、当事者が必要とする自動車の自動車税を減免するよう国及び県に要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>「高次脳機能障害」は、その障害の特殊性から「医療と福祉のハザマ」に置かれている。 高次脳機能障害の当事者及び家族が「リハビリ」、「通院」、「就労活動」等々を積極的に行えるよう、全員を対象に自動車税を免除し、社会参加の手がかりを与えていただきたい。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>「高次脳機能障害」とは、外傷性脳損傷、脳血管障害などの後遺症で記憶力、注意力、遂行能力等が低下し、行動、情緒面が傷害され、家庭生活、就労等の社会生活に困難をきたすもので、外見からはその障害がわからない場合も少なくない。 こうした中途脳損傷者は、全国で30万人(長野県で600~800人)とされるが、多くの当事者、家族は孤独感に悩んでいる。 現況では、特に県税条例において、「高次脳機能障害」対応の視点がなく、やむなく3障害の障害程度に準じて、一部の人々がその減免を受けている状況である。</p>
<p>関係法令</p>	<p>長野県税条例(第68条)、地方税法(第162条)</p>

<p>件名</p>	<p>3 児童相談所の保護・相談業務の充実と権限の強化について (飯田市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>家庭崩壊等により心身の安全が脅かされている子どもが増えている現実に対応し、保護、相談が迅速に対応できるよう心理司や相談員を増員し児童相談所の機能や権限強化を行うよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>離婚、借金、親の雲隠れ等により家庭崩壊が起きたり、育児放棄、児童虐待等によって保護者との関係が悪化したり、家庭に子どもの居場所がなくなって精神的に不安定になり、ひきこもり、不登校、非行、暴力等の問題行動を起こす子どもが増加している。</p> <p>学校においてもその解決に全力を注いでいるが、指導や支援には限界があり、法的な措置権を有する児童相談所の役割は極めて重要であり、その充実強化を図っていただきたい。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>現在、飯田児童相談所では児童心理司2名、児童福祉司4名体制で相談支援を行っているが、相談事案が年々複雑化すると共に、増加している。</p> <p>また、児童福祉法 25, 26 条の通告、措置権の行使についても保護者、本人の承諾が必要であり、効力が十分発揮できない課題がある。</p>
<p>関係法令</p>	<p>児童福祉法</p>

件名	<p>4 中山間地域等直接支払制度の継続について</p> <p style="text-align: right;">(飯山市)</p>
提案要旨	<p>中山間地域等直接支払制度は、今年が新たな5ヶ年計画の3年目にあたり、平成21年度には終了となるが引き続き事業を継続するよう要望する。</p>
提案理由	<p>中山間地域等直接支払制度は、中山間地域が持つ水源かん養・洪水の防止・土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能が耕作放棄地の増加によって低下することが懸念されるため、このような機能を確保するという観点から国民的な理解の下に平成12年度より実施されている。</p> <p>平成17年度からは、新たな5ヶ年計画がスタートし2年後には終了となるが、県内の市町村は中山間地域を多く抱えており、農地の荒廃化予防に大変効果を発揮している。農業・農村の持つ他面的機能を守るためにも継続を要望する。</p>
現況及び課題等	<p>山間地域の多い日本では、中山間地域が国土の約7割を占めており、耕地面積、総農家数、農業産出額のいずれにおいても、我が国農業の中で重要な位置を占めている。</p> <p>飯山市における集落協定締結集落は44集落にのぼるが、水路・農道の維持管理や耕作放棄地の発生防止に多大な効果を発揮している。</p> <p>集落の自立的な発展を図るためには、集落の将来像の明確化と持続的な農業生産活動の実現を進めるための取組みを更にステップアップしていくことが必要である。</p>
関係法令	<p>食料・農業・農村基本法</p>

<p>件名</p>	<p>5 農業委員会の必置規制の堅持について (飯山市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>国の「地方分権改革推進委員会の中間とりまとめ」において、地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるように、との指摘が行われたが、当該制度は日本の農業を堅持して行くうえからも重要な役割を担っており、このような動きには、断固として反対するものである。</p>
<p>提案理由</p>	<p>農業委員会制度は、農業者の公的な代表者として、極めて重要な役割を有しており、現在の農地の有効利用や担い手の確保・育成などにおいて重要な使命や役割を担っているもので、今後とも独立した行政委員会としての制度的な必置規制を堅持されるべきである。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 3 条の規定に基づき、市町村に設置が義務付けられている農業委員会は、同法第 6 条により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地に関する権限のほか、各種の法令に基づく農業に関する様々な権限を所掌することが定められている。</p> <p>農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的としており、平成 16 年にも衆院農林水産委員会において、市町村への必置を堅持する旨の付帯決議がなされている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>「農業委員会等に関する法律」第 3 条</p>

<p>件名</p>	<p>6 企業立地促進に係る農振除外手続きの迅速化について (伊那市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>現在、農振除外の認可には、農地転用許可権者の県の同意が必要であるが、同意を得るまでに長時間を要すために、企業立地の推進に支障が出ていることから、手続きの迅速化を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>本市は、市内に製造業・研究開発型企业などを誘致し、雇用を創出して税収増・人口増を図り、元気で活力があり自立できる市を目指して産業立地に取り組んでいる。また、産業立地については、県においても精力的な取り組みをいただいているところであり、県の支援が必要である。</p> <p>現在、産業立地は地域間競争が激しいため、立地に係る用地確保についてはスピーディーな対応が求められている。</p> <p>そのためには農振地域に立地する場合すみやかな農振除外事務を行う必要がある。農振除外に関する協議に係る事務を市町村に移譲されれば手続き期間を大幅に短縮することが可能となり産業立地の推進を図ることができる。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>農振除外認可には県の同意が必要であり、市の審議会での承認から県との事前協議に約3ヶ月を要し、認可までにはトータルで5ヶ月を要している。</p> <p>実際に用地を希望する企業があっても、認可までの期間が長いために断念をするというケースもあり、産業立地を促進するためには手続きに要する期間の大幅な短縮が必要である。</p>
<p>関係法令</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律（農振法）</p>

件名	7 小学校における理科教育の充実強化及び小規模学校に対する専科教員の配置について (飯田市)
提案要旨	<p>科学に興味関心を示し、長野県のものづくり、ひいては科学技術立国の将来を担う子どもたちを育成するために、すべての小学校に理科の専科教員を配置し、理科教育の充実強化を図るよう国へ要望願いたい。</p> <p>また、専科教員の配置を満たせない複式学級などの小規模校についても、地域の実情に応じて、専科教員を配置できるよう配置基準の弾力化を要望する。</p>
提案理由	<p>’06年に行われたPISA調査結果では、日本の15歳児の理数系の理解度が世界トップレベルから転落した報道がなされ、教育関係者のみならず、産業界にも衝撃を与えた。</p> <p>文科省においては今般の新学習指導要領の改訂作業においても理科の授業時数の増加が急がれているところである。</p> <p>本県産業の中核である「ものづくり」を推進する人材を育成していくためにも、児童期から自然科学への興味関心を抱かせるなど、理科教育を特段に振興していく必要がある。</p>
現況及び課題等	<p>2007年12月、OECDが発表したPISAの調査結果によると、日本の子供たちは科学的応用力分野で6位を記録、比較対象である3年前より4ランク下がったことがわかった。数学的応用力では最初の調査だった2000年1位から2003年6位に落ちた後、’06年の調査では10位に落ちたという結果だった。すべての勉強の基本になる読解力も最初の調査時で8位にとどまったが、’03年14位を記録したのに続いて、’06年はワンランク下がり15位を記録した。</p> <p>◎理科の専科教員配置の状況</p> <p>全校で13学級以内の小規模、中規模校には教員配当基準による専科教員は1名しか認められておらず、その多くは音楽専科であり、理科専科はまずいないのが実情である。(飯田市の理科専科教員配置校6校/19校)</p>
関係法令	<p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)に基づく教員配当基準</p>